

12-6 経営学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

① 取得できる教員免許状

国際経営学科は、中学校教諭一種「社会」・高等学校教諭一種「公民」「情報」の教員免許を取得できます。これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望まれます。

② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

③ 「社会」と「公民」の「教科及び教科の指導法に関する科目」について

「社会」及び「公民」の「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修は、次ページ以降の表の「施行規則に規定される科目区分」ごとに1科目以上表示してありますが、必修科目が1科目だけしか指定されていない場合でも、教科の専門的力量をつけるために、他の包括的な科目も履修するようにしてください。

例えば、次ページの表で中学校教諭一種「社会」の場合に、「法律学、政治学」の欄で「政治学概説」だけが必修となっていますが、「66条の6に定める科目」の必修である「日本国憲法」も履修し、さらに「法学」、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」についても履修するようにしてください。同様に、「社会学、経済学」の欄では「社会学概論」だけが必修科目ですが、経済学関係の科目も積極的に履修してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経営学部 国際経営学科 中学校一種 社会 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	1以上	日本史 外国史	★2 ★2	○◎ ○◎	2・3・4 2・3・4	4	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
	1以上	地理学(地誌を含む。)	2	○◎	2	2		
	1以上	「法学、政治学」	政治学概説	★2	○◎	1・2・3・4		2以上
			日本国憲法	★2		1・2・3・4		
			法学	★2		1・2・3・4		
			会社法Ⅰ	2		3		
			会社法Ⅱ	2		3		
			民法Ⅰ	2		2		
			民法Ⅱ	2		2		
			国際政治学Ⅰ	2		2		
			国際政治学Ⅱ	2		2		
			国際関係論	2		2		
			政府と財政	2		2		
			地方財政	2		3		
			税法	2		3		
			1以上	「社会学、経済学」	ミクロ経済学	2		
	マクロ経済学	2				1		
	社会学概論	2			○◎	2		
	産業社会学	2				2		
	経営史	2				2		
	日本経営史	2				2		
	マーケティング論	2				2		
	マーケティング戦略論	2				2		
	金融論	2				2		
国際金融論	2				3			
1以上	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論Ⅰ			2	○◎	2	4以上
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	2			
		宗教学概論Ⅰ	2		2			
		宗教学概論Ⅱ	2		2			
8以上	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教科教育法Ⅰ（社会）	2	○◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（社会）	2	○	2			
		教科教育法Ⅲ（社会）	2	○◎	3			
		教科教育法Ⅳ（社会）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計		28以上	本学で修得すべき単位数合計			28以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は理学部共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて28単位以上を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計59単位以上を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）については、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、4単位以上を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経営学部 国際経営学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2		
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位		
教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	政治学概説	★2	○ ◎	1・2・3・4	6以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)		
		日本国憲法	★2		1・2・3・4				
		法学	★2		1・2・3・4				
		国際政治学Ⅰ	2	○ ◎	2				
		国際政治学Ⅱ	2	○ ◎	2				
		会社法Ⅰ	2		3				
		会社法Ⅱ	2		3				
		民法Ⅰ	2		2				
		民法Ⅱ	2		2				
		国際関係論	2		2				
		政府と財政	2		2				
		地方財政	2		3				
		税法	2		3				
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1以上	ミクロ経済学	2				1
	マクロ経済学		2		1				
	社会学概論		2	○ ◎	2				
	産業社会論		2		2				
	経営史		2		2				
	日本経営史		2		2				
	マーケティング論		2		2				
	マーケティング戦略論		2		2				
	金融論		2		2				
	国際金融論		2		3				
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○ ◎	2		4以上	
		哲学概論Ⅱ	2	○ ◎	2				
		宗教学概論Ⅰ	2		2				
		宗教学概論Ⅱ	2		2				
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(公民)	2	○ ◎	3		4	4
	教科教育法Ⅱ(公民)	2	○ ◎	3					
	法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			24以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は理学部共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)については、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経営学部 国際経営学科 高等学校一種 情報（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	1以上	知的財産権と情報倫理	2	○ ◎	1	2	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
	コンピュータ・情報処理 （実習を含む。）	1以上	情報処理演習	2	○ ◎	1	6以上	
			コンピュータ演習	2		1		
			コンピュータ概論	★2		1・2・3・4		
			プログラミング入門	2	○ ◎	2		
			プログラミング応用	2	○ ◎	2		
			Webプログラミング	2		3		
	情報システム （実習を含む。）	1以上	情報システム設計論	2	○ ◎	2	4以上	
			コンピュータ会計	2		2		
			データ分析論	2		2		
			データベース論	2	○	3		
			経営情報論	2		3		
	情報通信ネットワーク （実習を含む。）	1以上	コンピュータネットワーク論Ⅰ	2	○ ◎	2	2以上	
			コンピュータネットワーク論Ⅱ	2		3		
	マルチメディア表現・マルチメディア技術 （実習を含む。）	1以上	情報デザイン	2	○ ◎	2	2以上	
			経営メディア論	2		2		
			メディア研究	2		3		
	情報と職業	1以上	情報と職業	2	○ ◎	2	2以上	
eビジネス論			2		3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（情報）	2	○ ◎	3	4		
		教科教育法Ⅱ（情報）	2	○ ◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は理学部共通教養科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。